

# 雑用水利用・雨水浸透計画書の提出手続きの概要

平成30年4月17日  
東京都都市整備局

## 1 概要

水の有効利用や雨水の浸透は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するうえでとても大切なしくみです。このため東京都では、「水の有効利用促進要綱」を制定し、これらの施設の設置への協力をお願いしています。

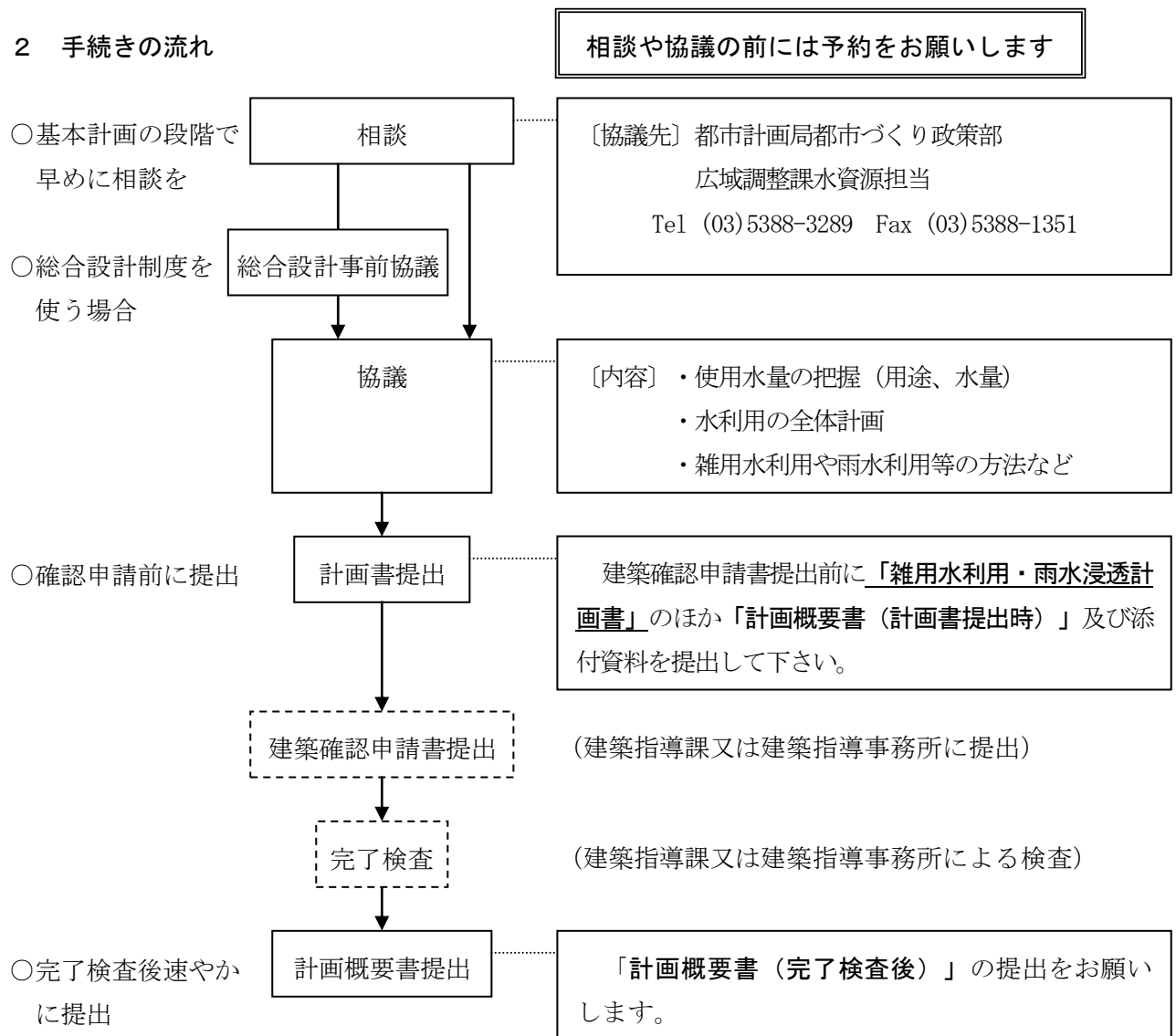
### ◎「水の有効利用促進要綱」

(目的) 雑用水利用（雨水利用を含む）及び雨水の浸透による水資源の有効利用の促進

(対象) 延べ床面積10,000㎡以上の建築物、開発面積が3,000㎡以上の開発事業を計画している事業者。但し、個別循環方式、地区循環方式の場合は延べ床面積30,000㎡以上。

なお、これらのご協力のお願いは、法律、条例に基づくものではありません。

## 2 手続きの流れ



## 3 提出書類

- (1) 協議開始時：「計画概要書 (協議開始時)」のみ (A4判、提出部数1部)
- (2) 協議完了時：(A4判、提出部数2部 (受付後1部返却します。))
  - ① 「雑用水利用・雨水浸透計画書」

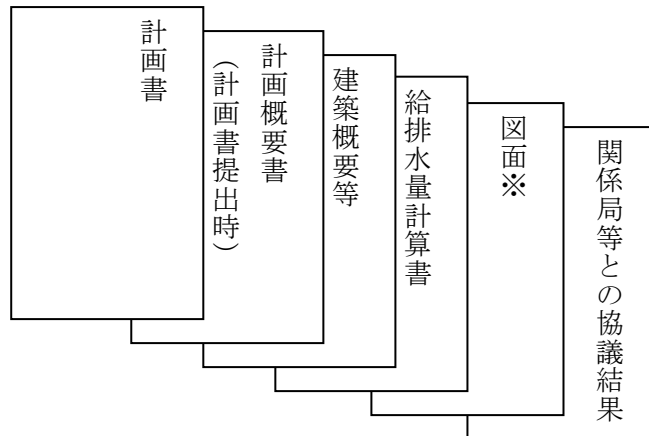
- ② 「計画概要書（計画書提出時）」
- ③ 建築概要等…設計図面（建築概要・案内図）で可
- ④ 給排水量計算書
- ⑤ 給排水フロー図…処理方式、日平均水量を記入
- ⑥ 図面…配置図、立面図、代表階平面図、給排水衛生設備配置図、浸透施設配置図  
※給排水フロー図等を必要に応じて添付して頂く場合があります。

⑦ 関係局等との協議結果…

- (例) ・上水、工業用水 : 水道局  
 ・再生水（広域循環） : 下水道局  
 ・下水放流 : 下水道局、市町  
 ・雨水流出抑制 : 区市町  
 ・防火用水 : 消防庁もしくは計画地を管轄する消防署

〔作成上の注意〕

- ・ 雑用水利用（雨水利用を含む）・雨水浸透の計画内容が確認できる資料であること。
- ・ 確認申請の関係図書と提出の図面及び給水計画等が一致していること。



※給排水フロー図等を必要に応じて添付して頂く場合があります。

(3) 完了検査後：「計画概要書（完了検査後）」のみ（A4判、提出部数1部）

注：「計画概要書（協議開始時）」、「計画概要書（計画書提出時）」及び「計画概要書（完了検査後）」は、全て同じ様式（「計画概要書（協議開始時・計画書提出時・完了検査後）」）を使い、提出時毎に順次①～⑦欄、⑧～⑭欄、⑮～⑰欄に記入していきます。

問い合わせ先  
 都市計画局都市づくり政策部広域調整課水資源担当  
 電話 (03) 5388-3289